

## 平成28年度第7回役員会 議事要旨

日時 平成28年9月26日（月） 15時56分～16時51分  
場所 学長室  
出席者 和田学長，江頭理事，鈴木理事，海老名理事  
欠席者 小嶋監事（陪席者）  
陪席者 近藤副学長，石橋監事，関事務局長

議事に先立ち，和田学長から，議案1の議案名を「小樽商科大学修学支援基金の方針について」に変更し，また，「報告事項4. 職員の懲戒処分について」を追加する旨発言があった。

続いて，前回（9月12日）開催の平成28年度第6回役員会の議事要旨の確認が行われた。

### 議 案

1. 小樽商科大学修学支援基金の方針について
2. 国立大学法人小樽商科大学修学支援基金規程の制定（案）について

和田学長から，審議資料1及び2に基づき，小樽商科大学修学支援基金の方針及び国立大学法人小樽商科大学修学支援基金規程の制定（案）について諮られ，以下のとおり文言の整理をすることが確認された後，審議が行われ，議決された。

議決後，和田学長から，本日付けで小樽商科大学修学支援基金を創設するとともに規程を施行し，10月12日開催の学部・大学院合同教授会で報告する旨発言があった。

#### <修正内容>

- ・審議資料1のうち1.～4. 見出しにある「基金」を「支援基金」に修正する。
- ・審議資料1のうち3. の1行目にある「基金の原資」を「支援基金の原資」に修正する。
- ・審議資料1のうち1. の9行目及び審議資料2のうち【制定理由】にある「経済的理由により修学が困難な学生等」を「経済的理由により修学が困難な本学の学生等」に修正する。
- ・審議資料1のうち4. の1行目及び審議資料2のうち第2条にある「本学における経済的理由により修学が困難な学生等」を「経済的理由により修学が困難な本学の学生等」に修正する。

### 3. 国立大学法人小樽商科大学職員給与規程の一部改正（案）について

和田学長から、審議資料3に基づき、国立大学法人小樽商科大学職員給与規程の一部改正（案）について諮られ、原案どおり議決された

議決後、和田学長から、10月1日付けで施行し、7月19日から適用することとする旨発言があった。

## 報 告 事 項

### 1. 平成28年度学長政策経費（学長政策分）の事業決定について

和田学長から、報告資料1に基づき、平成28年度学長政策経費（学長政策分）の事業決定について報告があった。

### 2. 平成28年度監事監査計画について

和田学長から、報告資料2に基づき、平成28年度監事監査計画について報告があった。

### 3. 小樽商科大学入船宿舎の土地建物売却に関する一般競争入札の結果について

和田学長から、小樽商科大学入船宿舎の土地建物売却に関する一般競争入札の結果について以下のとおり報告があった。

#### <報告内容>

本件は、第2期中期計画期間内に処分する予定だった案件であるが、昨年度に実施した入札で不調に終わったため第3期中期計画においても再掲していたものであり、9月6日に開札を行った。

1回目の入札で予定価格に達しなかったため再度入札を行ったが、これも予定価格に達しなかったため、本学契約事務取扱規則第25条第2項に基づき最高価格を提示した参加者と随意契約に移行し、価格協議を行った結果、予定価格を上回り契約締結に至った。

#### 4. 職員の懲戒処分について

和田学長から、職員の懲戒処分について以下のとおり報告があった。

##### <報告内容>

8月22日持ち回り役員会において3ヶ月の停職処分とすることが議決された本件について、学長として、役員会の議決どおり決定し、8月29日から3ヶ月の停職処分とした。

最後に、和田学長から、次回の役員会については、10月31日（月）13時10分から開催予定である旨発言があった。

引き続き、役員懇談会が行われた。

以 上